

大津市自動車急発進等抑制装置設置費助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、自動車に急発進等抑制装置を設置する高齢者に対し、予算の範囲内においてその設置に要する経費の一部を助成し、もって高齢者の自動車の運転中の事故の防止及び事故発生時の被害の軽減を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 急発進等抑制装置 後付安全運転支援装置の性能認定実施要領（令和2年国土交通省告示第479号。以下「実施要領」という。）第1条第1号に規定する後付障害物検知機能付ペダル踏み間違い急発進抑制装置（以下「障害物検知機能付装置」という。）又は同条第2号に規定する後付ペダル踏み間違い急発進抑制装置であって、実施要領第3条に規定する認定を受けたものをいう。
- (2) 自動車 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車（自動二輪車を除く。）であって、次のいずれにも該当するものをいう。
 - ア 先進安全技術の性能認定実施要領（平成30年国土交通省告示第544号）第1条第2号ロ又はハに掲げる装置が現に設置されている又は過去に設置されていたものでないこと。
 - イ 急発進等抑制装置の設置が構造上可能であるもの
 - ウ 当該自動車に係る自動車車検証の「自家用・事業用の別」の欄に「自家用」と記載されているもの

(助成対象者)

第3条 この要綱による自動車急発進等抑制装置設置費助成金（以下「助成金」という。）の交付を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する個人とする。

- (1) 本市に住所を有する者であること。
- (2) 助成金の交付申請の日の属する年度の3月31日時点において満65歳以上であること。
- (3) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第84条第1項の免許（同条第2項の仮免許又は自動二輪車（原動機付自転車を含む。）に係るものみの場合を除く。）を受けている者であること。
- (4) 納期限の到来している大津市税を滞納していない者であること。
- (5) 過去にこの要綱による助成金の交付を受けたことがない者であること。

(助成対象経費)

第4条 助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、次の各号のいずれにも該当する急発進等抑制装置の設置（急発進等抑制装置の購入を伴う場合にあ

っては、購入を含む。次条において同じ。)に要する経費とする。

- (1) 助成対象者の使用に係る自動車に設置するものであること。
- (2) 販売店において助成対象者が購入したもの(中古品又は転売品を除く。)であること。
- (3) 購入の日から1年以内に自動車に設置するものであること。
- (4) 第6条第1項の規定による申請の日の属する年度において、実施要領第2条に規定する申請者が適当と認める市内の取付事業者が設置するものであること。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、助成対象者が負担した助成対象経費に相当する額(当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額)とし、15,000円(障害物検知機能付装置の設置の場合にあっては、20,000円)を限度とする。

(交付申請書)

第6条 大津市補助金等交付規則(平成10年規則第32号。以下「規則」という。)第4条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付申請書は、大津市自動車急発進等抑制装置設置費助成金交付申請書兼請求書(様式第1号。以下「交付申請書」という。)とする。

2 交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 助成対象経費を負担した者の氏名並びに急発進等抑制装置の購入日、設置日、品名、価格並びに販売店及び取付事業者の名称が確認できる書類
- (2) 保証書その他急発進等抑制装置の型番が確認できる書類
- (3) 自動車の運転免許証の写し又は助成対象者の住所及び生年月日並びに助成対象者が運転免許を現に受けていることが確認できる書類
- (4) 当該自動車に係る自動車検査証の写し
- (5) 第4条第4号に該当することを確認できる書類又は大津市自動車急発進等抑制装置設置証明書(様式第2号)
- (6) 助成金の振込先口座を確認できる書類
- (7) その他市長が必要と認める書類

(決定通知書)

第7条 規則第7条第1項の規定による通知は、大津市自動車急発進等抑制装置設置費助成金交付決定通知書(様式第3号)により行うものとする。

2 規則第7条第2項の規定による通知は、大津市自動車急発進等抑制装置設置費助成金交付申請棄却(却下)決定通知書(様式第4号)により行うものとする。

(実績報告及び助成金の額の確定)

第8条 規則第14条の規定にかかわらず、助成金に係る実績の報告は、交付申請書の提出をもってなされたものとみなす。

2 規則第15条の規定にかかわらず、助成金の額は、前条第1項の規定により通知した額で確定するものとする。

(交付請求書)

第9条 規則第18条の規定にかかわらず、助成金の交付の請求は、交付申請書の提出をもってなされたものとみなす。

(取消通知書)

第10条 規則第19条第4項の規定による通知は、大津市自動車急発進等抑制装置設置費助成金交付決定取消通知書(様式第5号)により行うものとする。

(返還通知書)

第11条 規則第20条第1項の規定による返還の命令は、大津市自動車急発進等抑制装置設置費助成金返還通知書(様式第6号)により行うものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年6月30日から施行する。
- 2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、同年3月31日から施行する。